

シンガポール知的財産庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手数料	附属書 SG. I
発明及び特許付与の権利についての宣誓（特許様式8）	附属書 SG. II
調査及び審査報告書の請求（特許様式11）	附属書 SG. III
審査報告書の請求（特許様式12）	附属書 SG. IV
補充審査報告書の請求（特許様式12A）	附属書 SG. V
付与前の出願補正請求（特許様式13）	附属書 SG. VI
特許付与手数料の支払（特許様式14）	附属書 SG. VII
更新手数料及び追加手数料の支払（特許様式15）	附属書 SG. VIII
国内段階移行（特許様式37）	附属書 SG. IX
期間又は期日の延長請求（特許様式45/46/47）	附属書 SG. X
優先権の追加，補充又は遅延主張（特許様式57）	附属書 SG. XI
代理人の選任，変更又は解任請求（様式CM1）	附属書 SG. XII
誤りの補充請求（特式CM4）	附属書 SG. XIII
当事者の一方だけの出席で行われる審理の請求（様式HC4）	附属書 SG. XIV

略語のリスト

国内官庁：	シンガポール知的財産庁
PA：	特許法
PR：	特許規則

指定（又は選択）官庁 SG	シンガポール知的財産庁	概要 SG
------------------	-------------	----------

国内段階に入るための要件の概要

国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 ¹ PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月 ¹
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」及び「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める。権利回復は、国際出願の国内段階移行日から1箇月以内に請求が行われた場合に限り考慮される。
権利回復手数料	SGD 250
要求される国際出願の翻訳文の言語 ²	英語
要求される翻訳文 ²	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書 ³ ）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方 ³ ）
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認めない。国内官庁はカラー図面を認めないが、グレースケールの図面は認める。
国内手数料	通貨：シンガポール・ドル (SGD) 国内（出願）手数料 SGD 210
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし

[次頁に続く]

- 1 出願人が所定の手数料を支払うことを条件として（附属書SG. I参照）この期間は18箇月まで延長することができる。その他の一部の期間も6箇月又は18箇月まで延長できるが、登録官の裁量に委ねられる（SG. 17-18参照）。
- 2 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内、又は出願人が国内段階に早期の処理を行うよう早期の明示の請求を行った場合に、提出又は支払をしなければならない。
- 3 出願人が提出した国際出願の翻訳文が補正された国際出願の翻訳文のみを含む場合、国内官庁は出願時の国際出願のうち、未提出部分の翻訳文の提出を出願人に求める。その未提出部分の翻訳文が提出されない場合、国際出願は取り下げられたものとみなされる。出願人が提出した国際出願の翻訳文が出願時の国際出願の翻訳文のみを含む場合、国内官庁は補正の翻訳文のうち未提出部分の翻訳文の提出を求める。その未提出部分の翻訳文が提出されない場合、補正は無視される。

S G	シンガポール知的財産庁 (続き)	S G
国内官庁の特別の要件 (P C T規則51の2)	国際出願の翻訳文の確認 ⁴ 国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及び あて名 ^{4, 5} シンガポールにおける送達用あて名 (代理人による手続は必要 とされない) ⁶	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁の特許登録局 ⁷ に対して手続をする資格を有する個人、 パートナーシップ又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか (P C T規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な 注意」の両方の基準を適用する。	

4 国内段階移行の期限後 2 箇月以内に提出しなければならない。

5 対応する申立てがP C T規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

6 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定めた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

7 特許登録局に対して手続をする資格を有する者については、2001年特許法及び特許 (特許代理人) 規則XIX部に言及されている。

国内段階の手続

PR Rule	86(1)	SG. 01 国内段階へ移行するための様式 国内段階移行時の国内手数料（附属書SG. I 参照）の支払のために、国内官庁は特別の様式、特許様式37（附属書SG. IX 参照）を提供している。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。
PR Rule	86(4)(d)	SG. 02 翻訳文（証明） 国際出願及び他の書面の翻訳文の証明要件は、翻訳者の簡単な説明書で構成される。次のような文言が可能である。「特許出願第...号の件（ <i>翻訳者の住所を挿入</i> ） ¹ 所在の（ <i>翻訳者の氏名を挿入</i> ）は、.....語（ <i>翻訳される言語を挿入する</i> ）及び英語に精通していること、並びに添付の書面の翻訳者であることを宣言し、私の知識及び信条において、次のものは、（ <i>日付を挿入</i> ）付で最初に出願された....（ <i>翻訳される書面を特定したもの、たとえば.....名義の添付のドイツ特許出願第....号の明細書を挿入する</i> ）の真正かつ正確な翻訳であることを証明します。」
PR Rule	112	
PR Rule	91(1)	SG. 03 翻訳文（補充） 国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。補充請求は様式CM4（附属書SG. XIII 参照）を使用しなければならない。この様式には次を添付すべきである。 (a) 補充案のみが記載された写し (b) 補充案の写しであって、次の方法で明確に表示したもの (i) 差替若しくは削除されるべき文書、図面又はその他の事項に取消線を入れる (ii) 差替後の文書、図面又はその他の事項に下線を入れる 補充請求は、所定の手数料（附属書SG. I 参照）の支払と共に行う。 SG. 04 手数料（支払方法） 概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書SG. I に概説されている。
PR Rule	31	SG. 05 送達用あて名 出願人は、シンガポールの国籍又は住所を有するか否かに関わらず、代理人の選任は要求されないが、シンガポール国内における（通信及び他の伝達手段の）送達用あて名を必要とする。シンガポール代理人が国内段階移行のために出願人を代理するために選任される場合、又はその代理人が他の代理人に交代する場合には、委任状を特許様式37（附属書SG. IX 参照）で提出すると共に所定の手数料（附属書SG. I 参照）を支払う。
PR Rule	90(4)	
PR Rule	18	SG. 06 発明者の指定 条約に基づく発明者の氏名の記載は国内法に基づき提出された記載として扱われる。他の詳細は附属書SG. II に示した特許様式8に記載されている。認証は不要。期間は概要を参照。
PA Sec.	29	SG. 07 審査報告書の請求² 審査報告書の請求は特許様式12（附属書SG. IV 参照）で行い、宣言した優先日から、又は宣言した優先日がいなければ出願日から、36箇月以内に所定の手数料（附属書SG. I 参照）を支払わなければならない。請求には、国際調査報告及び当該報告で引用された各書類の写しを添付しなければならない。
PR Rules	42 and 43	

1 翻訳者の住所記載は任意である。

2 出願人は、シンガポールにおける調査及び審査の要件を充足するために他の選択肢を使用することもできる。詳細については、国内官庁のウェブサイトを参照されたい。

PA Sec.	86(7)	SG. 08 翻訳文の公開
PA Sec.	87(3)	国際出願を国際事務局が英語で公開していない場合、国内官庁は出願人が提出した英語翻訳文を公開する。
PR Rule	86(7)	
PR Rule	42	SG. 09 国際調査報告又は国際予備審査報告で引用された参考文献の翻訳文
		出願人宛の国内官庁の明示の請求により、出願人は請求に定める範囲で、登録官が定める期間内に、国際調査報告で言及された文書又はその一部の英語への翻訳文（SG.02参照）及び翻訳の証明書類の写しを提出しなければならない。
PCT Art.	28	SG. 10 出願の補正及びその時期
PCT Art.	41	出願人は、特許規則49(3)に基づく規定に従うことを条件として、特許付与手数料の支払前であれば、明細書、請求の範囲、図面及び要約を自発的に補正することができる。
PR Rule	49	
PR Rule	48	補正の申請は特許様式13（附属書SG.VI参照）で行い、次を添付しなければならない。
		(a) 補正案を含む明確な写し
		(b) 補正案の写しであって、次の方法で明確に表示したもの
		(i) 差替若しくは削除されるべき文書、図面又はその他の事項に取消線を入れる
		(ii) 差替後の文書、図面又はその他の事項に下線を入れる
PA Sec.	107	SG. 11 出願人は、翻訳若しくは転記の誤り、又は、出願若しくはそれに関連して提出された書類の誤記又は誤りの補充をいつでも請求することができる。補充請求には様式C M4（附属書SG.XIII参照）を使用しなければならない。この様式には次を添付すべきである。
PR Rule	91(1)	
PR Rule	56(3)	
		(a) 補充案を含む明確な写し
		(b) 補充案の写しであって、次の方法で明確に表示したもの
		(i) 差替若しくは削除されるべき文書、図面又はその他の事項に取消線を入れる
		(ii) 差替後の文書、図面又はその他の事項に下線を入れる
		補充請求は、所定の手数料（附属書SG. I 参照）の支払と共に行う。
PR Rule	42A	SG. 12 特許性に関する国際予備報告（I P R P）に依拠する意向である旨の通知
PR Rule	43(4)	出願人は調査及び審査に関する付与要件を満たす目的で、国際段階で作成された自己のI P R P（第I章）又はI P R P（第II章）に依拠するよう選択する場合、特許様式12A（附属書SG.V参照）を提出して補充審査報告を請求しなければならない。この請求には、I P R Pの写し、及び国際出願の少なくとも1つの請求の範囲について出願中の各請求の範囲がどのように関係しているのかを示す表を添付しなければならない。シンガポール特許制度の強化及びシンガポールで付与された特許の品質向上を目的として、(a) 2020年1月1日以降を出願日とする通常国内出願及びP C T出願、及び(b) 2020年1月1日以降を出願受領日とする分割出願については、今後、出願人は補充審査の請求をすることができない。
PA Sec.	29	
PA Sec.	30	SG. 13 出願を整理するための期間及び特許の付与
PR Rule	47	特許付与手数料を支払う所定期間は、第29A条(1)に基づく特許付与に進む資格通知の発行日から2箇月である。
		特許出願の明細書が出願後に補正又は補充された場合、出願人は、特許付与のための所定手数料を支払い、併せて完成させた特許様式14（附属書SG.VII参照）の提出時に、当該補正及び補充をすべて組み入れた明細書を提出しなければならない。

PA Sec.	36(3)	SG. 14 更新手数料
	and (4)	特許付与後、国際出願日から起算して5年度目から、特許を有効に維持するために手数料を支払わなければならない。国際出願日の4年目以降の各応当日の到来前3箇月以内に支払わなければならない。追加手数料を伴い国際出願日の各年の応当日から6箇月目の最終日までを支払うことができる。特許が出願日から45箇月以降に付与された場合には、付与日から3箇月までは追加手数料なしで更新手数料を支払うことができ、追加手数料を伴い3箇月の経過後6箇月以内に支払うことができる。更新手数料及び追加手数料の額は附属書SG. I に示されている。特許の更新出願は特許様式15（附属書SG.VIII参照）によって行わなければならない（SG.18も参照）。
PR Rule	51	
PCT Art.	25	SG. 15 P C T 第25条の規定に基づく検査
PCT Rule	51	関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。検査の請求は書面で行い、附属書SG. I に表示する所定の手数を支払わなければならない。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失又は逸脱を否定する場合、出願人は所定の手数料（附属書SG. I 参照）を伴い様式HC4（附属書SG.XIV参照）を提出して審理を請求することができる。請求は登録局の通知の日から1箇月以内に行わなければならない。審理で、審理官が登録局の見解を維持した場合、出願人は裁判所に上诉することができる。上诉は、手続問題に関する決定であれば決定の日から14日以内、その他の場合には決定の日から6週間以内に裁判所に提起する。
PA Sec.	85(3)	
PR Rule	86(9)	
	to (12)	
PA Sec.	91	
	93	
PR Rules	87	
	88	
Rules of Court	0.87A, r2	
PCT Art.	24(2)	SG. 16 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容
PCT Art.	48(2)	国内段階6.022から6.027項を参照。
PR Rules	108	SG. 17 特許様式45（附属書SG.X参照）は期間又は期日の延長請求に使用する。国内段階移行期間を含む一部の期間は当然の権利として6箇月又は18箇月以内の延長が可能である。この延長請求は、延長を希望する期間又は期日の経過後であっても行うことができる。6箇月又は18箇月の期間延長後、更なる期間又は期日の延長請求は登録官の裁量に委ねられる。この延長請求は6箇月又は18箇月以内の期間終了前に行わなければならない。
	109	
		SG. 18 概要で特に言及する他の期間は、登録局が適切とみなし、その命じる条件に基づいて、請求により延長することができる。この請求について特別の様式はない。請求は登録官に対して書面で行う。
PA Sec.	39	SG. 19 権利等の回復に関する規定はシンガポールには存在しないが、更新手数料の不払により特許が失効した場合、特許法第39条及び特許規則第53条により回復を請求することができる。
PR Rule	53	
PA Sec.	17	SG. 20 優先権の回復請求
PR Rules	9A	2007年4月1日以降の国際出願日を有するすべての国際出願について、P C T 規則49の3.2に従う優先権の回復請求を、特許法第17条(2B)に基づく優先権の遅延宣誓の許可請求として特許規則9A(2)に基づき行うことができる。この請求に国内官庁は「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。請求は特許様式57（附属書SG.XI参照）で行い、所定の手数料（附属書SG. I 参照）を支払うべきである。
	86(3A)	

手 数 料

(通貨：シンガポール・ドル)

特許様式番号	項 目	額
特許様式37	国内段階移行	210
特許様式11	調査及び審査報告書の請求	2,050 ¹
	－ 20個を超える各請求の範囲につき	40
特許様式12	審査報告書の請求	1,420
	－ 20個を超える各請求の範囲につき	40
特許様式12A	補充審査報告書の請求 － 2020年1月1日以前の出願に限る	無料
特許様式14	特許付与手数料の支払： (a) 出願日が2004年7月1日より前であって2014年2月14日より前に提出された出願	170
	(b) 出願日が2004年7月1日より前であって2014年2月14日以降に提出された出願	210
	追加額： (i) 補充審査報告書に依拠して付与証明書を発行する場合， 20個を超える各請求の範囲につき	40
	(ii) その他の場合，20個を超える各請求の範囲，又は，付与証明書の発行に 依拠する審査及び調査報告書又は審査報告書（該当するもの）の請求対象 である特許明細書の請求の範囲数を超える各請求の範囲につき	40
特許様式15	更新手数料の支払 (a) 第5，6，7年度特許の各年につき	165
	(b) 第8，9，10年度特許の各年につき	430
	(c) 第11，12，13年度特許の各年につき	600
	(d) 第14，15，16年度特許の各年につき	775
	(e) 第17，18，19年度特許の各年につき	945
	(f) 第20年度特許	1,120
	(g) 第20年度を超える特許の各年につき	1,380
	追加手数料の支払 (a) 1箇月以内の更新手数料の遅延支払	50
	(b) その後各月についての更新手数料の遅延支払（ただし6箇月以内）	100

1 国内段階に移行した国際特許出願について，調査及び審査報告書の請求前に，PCTに基づいて当該機関が国際調査報告又は特許性に関する国際予備報告を作成している場合の額は，SGD 1,750及び20個を超える各請求の範囲についてSGD 40である。

特許様式45/	期間又は期日の延長請求	
46/47	2014年2月14日より前に提出された特許出願について：	
	(a) 規則108(3)に基づく請求，各期間又は期日，各月又はその端数につき……………	200
	(b) 規則108(4)又は(4A)に基づく請求……………	200
	(c) 規則108(6)に基づく請求，各期間又は期日，各月又はその端数につき……………	200
	2014年2月14日以降に提出された特許出願について：	
	(a) 規則108(3)に基づく請求，各期間又は期日，各月又はその端数につき……………	200
	(b) 規則108(5)に基づく請求……………	200
	更に各期間又は期日，各月又はその端数につき……………	200
特許様式57	優先権の追加，補充又は遅延主張：	
	(a) 規則9(2)に基づく宣言又は規則9(3)に基づく請求……………	120
	(b) 規則9A(2)に基づく宣言……………	250
様式CM1	代理人の選任，変更又は解除請求，各出願につき……………	無料
様式CM4	誤りの補充請求	
	(a) 様式の補充，特許登録簿の補充， 又は，特許若しくは特許出願の様式又は明細書以外の書類の補充……………	50
	(b) 特許又は特許出願の明細書の補充……………	120
様式HC4	当事者系ヒアリングの請求……………	100
	国際出願を法律に基づく出願として扱うよう登録官に申請する場合……………	160

電子オンラインサービス（E O S）による特許様式の提出

シンガポール国内段階に関して，出願人は特許様式を提出するためにE O Sを利用しなければならない。
(<https://digitalhub.ipos.gov.sg>) この様式には次が含まれる。

- (a) 国内段階移行のための追加様式，特許様式37
- (b) 審査報告書の請求，特許様式12
- (c) 付与手数料の支払，特許様式14
- (d) 更新手数料の支払，特許様式15

手数料の支払方法

手数料はシンガポール・ドル建で支払わなければならない。すべての支払には，国内段階移行手数料を除き，支払手数料に関する様式の提出が要求され，特許登録官から入手できる手数料支払様式を付すべきである。すべての支払には支払者の氏名若しくは名称及び住所，出願番号（判明していれば国内出願番号，不明であれば国際出願番号），出願人の氏名若しくは名称及び住所，並びに支払手数料に関する特許様式の番号を表示すべきである。

次の方法のうちの1つによる支払が可能である。インターネットバンキング，GIRO（口座自動引き落とし），Visa／Masterクレジットカード及びデビットカード。

様 式（附属書 S G. II－XIV）

国内官庁は次の書類を保有している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書 B）を参照されたい。

附属書 S G. II 発明及び特許付与の権利についての宣誓（特許様式 8）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_sg.pdf

附属書 S G. III 調査及び審査報告書の請求（特許様式 11）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_sg.pdf

附属書 S G. IV 審査報告書の請求（特許様式 12）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_sg.pdf

附属書 S G. V 補充審査報告書の請求（特許様式 12A）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_V_sg.pdf

附属書 S G. VI 付与前の出願補正請求（特許様式 13）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VI_sg.pdf

附属書 S G. VII 特許付与手数料の支払（特許様式 14）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VII_sg.pdf

附属書 S G. VIII 更新手数料及び追加手数料の支払（特許様式 15）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VIII_sg.pdf

附属書 S G. IX 国内段階移行（特許様式 37）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IX_sg.pdf

附属書 S G. X 期間又は期日の延長請求（特許様式 45/46/47）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_X_sg.pdf

附属書 S G. XI 優先権の追加，補充又は遅延主張（特許様式 57）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XI_sg.pdf

附属書 S G. XII 代理人の選任，変更又は解除請求（様式 CM1）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XII_sg.pdf

附属書 S G. XIII 誤りの補充請求（特式 CM4）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XIII_sg.pdf

附属書 S G. XIV 当事者の一方だけの出席で行われる審理の請求（様式 HC4）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_XIV_sg.pdf